

第10章 行政体制の整備・情報政策の推進

第1節 統計改革等の推進

厚生労働省においては、2019（令和元）年に「厚生労働省統計改革ビジョン2019^{*1}」及び「厚生労働省統計改革ビジョン2019 工程表^{*2}」を策定し、統計改革を進めてきた。2022（令和4）年には、同工程表を統計委員会から建議された「公的統計の総合的な品質向上に向けて^{*3}」の内容も踏まえた「厚生労働省統計改革工程表^{*4}」に改め、引き続き

- ①統計の品質保証を推進する「ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施」
- ②業務の正確性の確保及び省力化・効率化を推進する「情報システムの適正化」
- ③ガバナンスの強化や計画的な人材育成を行う「組織改革・研修の拡充等」
- ④データの一層の有効活用に向けた「データの利活用・一元的な保存の推進」
- ⑤証拠に基づく政策立案（EBPM：Evidence-Based Policy Making）を推進する「EBPMの実践を通じた統計の利活用の促進」

を5つの柱として位置づけ、統計改革の取組みを進めている。

この5つの柱に関する2025（令和7）年度の主な取組みは、以下のとおりである。

- ①「厚生労働省統計標準ガイドライン」や各統計調査の業務マニュアル点検の結果を活用し、適切な業務遂行のために業務マニュアルの改定・策定を行うよう、各統計所管課室に周知した。また、PDCAサイクルに基づき、調査計画との整合性等を点検・評価し、必要な改善措置を実施した。
- ②基幹システムとしての位置づけを有する「厚生労働省統計処理システム」について、2026（令和8）年1月に、クラウド利用を最優先としたシステム更改を実施した。また、毎月勤労統計調査の集計プログラムは、新たな集計プログラムであるC++で毎月の集計を行った。
- ③統計ガバナンスの強化や統計改革の背景にある不適切事案を風化させないため、人材育成基本方針に基づく研修（全職員向け、統計調査所管課室長向け、幹部職員（指定職）向け等）を実施した。
- ④調査票情報の利用に関する手続き等を見直し、「規制改革実施計画」（2023（令和5）年6月16日閣議決定）において求められた調査票情報の提供手続に関する迅速化及び円滑化に向けた取組みを実施した。
- ⑤EBPMの実践において、「厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会」の検証結果等を踏まえ、予算プロセスとEBPMの一体的な取組みを実施した。また、省内有志職員による「EBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチーム」において、テーマごとに分析を実施した。

厚生労働省においては、これらの取組みについて、今後とも有識者からなる「厚生労働省統計改革検討会」に報告し、専門的見地から助言を受けて取組みを進めることとしてい

*1 「厚生労働省統計改革ビジョン2019」 <https://www.mhlw.go.jp/content/10700000/000540387.pdf>

*2 「厚生労働省統計改革ビジョン2019 工程表」 <https://www.mhlw.go.jp/content/001027717.pdf>

*3 「公的統計の総合的な品質向上に向けて」 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/report/index.html

*4 「厚生労働省統計改革工程表」 <https://www.mhlw.go.jp/content/001028520.pdf>

第2節 独立行政法人等に関する取組み

1 無駄削減に向けた取組みの実施

厚生労働省では、所管する事業について、無駄削減に向けた取組みを進めてきた。

これまでに実施した行政事業レビュー等により、2011（平成23）年度から2025（令和7）年度までで計約2兆170億円の削減を行った。

（内訳：2011年度▲約5,500億円、2012（平成24）年度▲約2,500億円、2013（平成25）年度▲約4,800億円、2014（平成26）年度▲約1,300億円、2015（平成27）年度▲約1,100億円、2016（平成28）年度▲約700億円、2017（平成29）年度▲約300億円、2018（平成30）年度▲約400億円、2019（令和元）年度▲約400億円、2020（令和2）年度▲約600億円、2021（令和3）年度▲約1,000億円、2022（令和4）年度▲約320億円、2023（令和5）年度▲約390億円、2024（令和6）年度▲約420億円、2025年度▲約440億円）

今後も、無駄削減に取り組むこととしている。

2 独立行政法人に関する取組み

厚生労働省所管の独立行政法人は、2026（令和8）年4月1日現在18法人（他省との共管法人2法人を含む。）となっている。

（1）独立行政法人改革の推進

独立行政法人については、行政改革の推進という観点から、これまでも様々な取組みが進められているが、2013（平成25）年12月24日に独立行政法人の制度や組織等を見直すことを内容とする「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が閣議決定された。

同方針の内容を踏まえた、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律」（平成27年法律第17号）が第189回通常国会において成立し、同法律により、独立行政法人の組織や事務・事業の見直し等の改革を着実に推進している。

（2）目標期間終了時における業務や組織の全般にわたる見直し

「独立行政法人通則法」（平成11年法律第103号）の規定により、3年から5年までの定められた期間（中期目標期間）又は5年から7年までの定められた期間（中長期目標期間）の終了時に、主務大臣（厚生労働大臣）は、独立行政法人（国立研究開発法人を含む。）の業務や組織の全般にわたる検討等を行うこととなっている。

第3節 広報体制の充実

1 情報発信の強化

従来の報道発表に加え、厚生労働省からの発信を強化するため、SNSを中心としたデジタル広報を積極的に展開し、イベント情報や季節性を踏まえた注意喚起、新制度の解説等を国民に迅速かつ広く届けている。主要な発信チャンネルとして、X（旧Twitter）、フェイスブック等を活用している。

X（旧Twitter）は、2010（平成22）年8月に開始し、約100万のフォロワーを有し、月平均約200件の投稿を行っている。フェイスブックは、2016（平成28）年9月に開始し、約30万フォロワーを持ち、月平均約50件の投稿を行っている。

さらに、広報DXやデザイン力の強化など、広報改革にも注力している。広報誌「厚生労働」を紙の月刊誌からWEBマガジンへと2025（令和7）年8月に刷新し、SNSとの連携により、機動的かつ多層的な情報発信が可能となり、より多くの国民へのリーチを実現している。

第4節 情報化の推進

1 情報化の推進

厚生労働省は、社会保障費の増大や国民の厚生労働行政に対するニーズの多様化、開かれた行政への取組みなど、多くの課題に直面している。こうした課題に対して、発展著しいデジタル技術を活用して解決を図るべく「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025（令和7）年6月13日閣議決定）等に基づいて、情報化の推進に取り組んでいる。

2 情報化の推進に向けた主な取組み

(1) 行政手続のデジタル化

「規制改革実施計画（2022（令和4）年6月7日閣議決定）」において2025（令和7）年末までにオンライン化することとされている約12,000手続のうち、厚生労働省所管の手続（約2,200手続（2025年11月時点））について、9割以上のオンライン化を達成した。

(2) マイナンバーを活用した情報連携

社会保障と税の一体改革の一環として、社会保障制度や税制の公平性・透明性・効率性を高めるために必要な情報連携基盤を整備するという観点から社会保障・税番号制度の検討が進められ、2013（平成25）年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立した。

その後、2016（平成28）年1月にマイナンバーカードの交付及び行政機関等における

マイナンバーの利用が開始され、2017（平成29）年11月からは、マイナンバーを活用した国や地方公共団体等の間におけるオンラインでの情報の授受（情報連携）の本格運用が開始された。

厚生労働分野においては、年金、医療保険、介護保険、福祉、労働保険等の各分野の手続（約2,200手続（2026（令和8）年3月時点））において情報連携を行うことで、これまで行政機関の窓口で提出を求めていた住民票の写しや課税証明書等の書類の省略が可能になっている。

（3）国家資格等のオンライン化

紙媒体を前提に運用されている多くの国家資格関係事務に対して、マイナンバー制度の活用により、資格保有者等の利便性向上の実現に向け、各種申請手続をマイナポータルからオンラインで申請可能とするよう取り組んでいる。

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）が2021（令和3）年5月に成立・公布され、社会保障等に係る国家資格等についてマイナンバーの利用及び情報連携が可能となった。さらに、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号）が2023（令和5）年6月、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律」（令和7年法律第38号）が2025（令和7）年5月に成立・公布され、社会保障等以外の分野を含めた国家資格等についてもマイナンバーの利用及び情報連携が可能となった。

デジタル庁が構築した国家資格等情報連携・活用システムを活用して、厚生労働省が所管する国家資格等については、2024（令和6）年度には介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、社会保険労務士、保険医、保険薬剤師の7資格、2025年度には建築物環境衛生管理技術者、労働安全衛生法に基づく免許（20種）、技能講習（69種）、キャリアコンサルタント、技能士（都道府県知事が実施している職種）の5資格が各種申請手続等のオンライン化を実現した。今後も国家資格等情報連携・活用システムを活用して順次オンライン化を実現する予定である。

（4）地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化

地方公共団体情報システム標準化基本方針（2022（令和4）年10月7日閣議決定）において、全国の地方公共団体の基幹業務システムを、2025（令和7）年度末までに標準準拠システムへ移行するとされたことを受けて、厚生労働省においても、地方公共団体の社会保障に係る業務を処理するシステムの標準仕様を、2022年8月より順次策定及び改定してきた。

2024（令和6）年12月には、地方公共団体情報システム標準化基本方針を一部改定し、2025年度末までの標準準拠システムへの実装等が困難な一部の機能については、2028（令和10）年度末までの対応を可能とする経過措置が設けられた。厚生労働省としても、事業者からの経過措置の申請に対して、デジタル庁と連携して対応することで、標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を図った。

第5節 行政機関における情報公開・個人情報保護等の推進

1 行政機関情報公開法の施行

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（行政機関情報公開法）（2001（平成13）年4月1日施行）は、政府の諸活動に係る説明責任が全うされるようにするとの考え方を基本に、何人も国の行政機関の保有する行政文書の開示を求めることができる権利を定めたものであり、厚生労働省としても、同法に基づき、保有する行政文書について開示請求があった場合は、不開示情報として規定された六つの類型（①個人に関する情報、②法人等に関する情報、③国の安全等に関する情報、④公共の安全等に関する情報、⑤審議、検討等に関する情報、⑥行政事務、事業に関する情報）に該当するもの以外の情報を開示している。

2024（令和6）年4月から2025（令和7）年3月までの厚生労働省（地方支分部局含む）に対する開示請求件数は11,971件であり、この受付件数は全府省庁で3番目に多く、また、その開示請求のあった分野も広範囲にわたっており、国民生活に密接に関連する厚生労働行政に対する国民の関心の高さをうかがうことができる。

また、同時期における開示決定等件数は9,946件（取下げが876件）であり、開示決定等件数のうち、開示請求のあった行政文書について全部を開示する決定がされた件数は1,935件、一部を開示する決定がされた件数は7,145件、不開示の決定がされた件数は866件であった。

2 個人情報保護法の施行

厚生労働省では、これまで、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運用を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（2005（平成17）年4月1日施行）に基づき、保有する個人情報の適正な管理を図るとともに、同法に基づき、開示請求があった場合には、不開示情報として規定された七つの類型（①生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報、②開示請求者以外の個人に関する情報、③法人に関する情報、④国の安全等に関する情報、⑤公共の安全等に関する情報、⑥審議、検討等に関する情報、⑦行政事務、事業に関する情報）に該当するもの以外の情報を開示してきた。

2022（令和4）年4月1日からは、行政機関における個人情報の取扱い等については「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）に定められることになったことから、厚生労働省では、同法に基づき、引き続き、保有する個人情報の適正な管理と保有個人情報の開示等を行っているところである。

2024（令和6）年4月から2025（令和7）年3月までの厚生労働省（地方支分部局含む）に対する開示請求件数は19,554件、訂正請求件数は11件、利用停止請求件数は5件であった。開示請求件数は全府省庁のうち、3番目に多く、行政事務の性格上、個人情報を多数保有する厚生労働省の特徴を示している。

また、同時期における開示決定等件数は18,972件（取下げが265件）であり、開示決定等件数のうち、開示請求のあった個人情報について全部を開示する決定がされた件数は3,410件、一部を開示する決定がされた件数は13,923件、不開示の決定がされた件数は1,639件であった。

3 公益通報者保護法の施行

2006（平成18）年4月1日に、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする「公益通報者保護法」（平成16年法律第122号）が施行された。厚生労働省においては、公益通報窓口を設置し、内部職員等及び外部の労働者からの公益通報の受付を行っている。受理した公益通報については、通報に関する秘密を保持した上で、必要な調査を行い、通報対象事実があると認められる場合は、法令に基づく処分又は勧告等の措置を講ずることとしている。

2022（令和4）年4月から2023（令和5）年3月までの厚生労働省が所管する法律に関する外部からの公益通報の受理件数は24,133件であり、この受理件数は全行政機関の受理件数の98.7%を占めており、国民生活に密接に関連する厚生労働行政の特徴を表している。

4 「国民の皆様の声」について

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」については、厚生労働行政の政策改善につながる契機となるものであることから、2009（平成21）年11月2日より、集計結果と対応等を取りまとめている。

2024（令和6）年度の集計件数は189,432件となり多数のご意見等が寄せられているが、省内で情報を共有し、業務の改善に努めている。

5 厚生労働行政モニターについて

厚生労働省では、国民生活に密着した重要施策の企画、立案及び実施の参考とするため、2001（平成13）年10月から「厚生労働行政モニター制度」を実施している。

厚生労働行政モニターは、地域、性別などのバランスをとった上で450名程度の方々を選定し、厚生労働行政の各種施策についての意見などを、インターネットを介したアンケートで報告いただくほか、モニター会議を開催し参加された方と直接意見交換できる機会を設けている。

2025（令和7）年度モニター会議は、2026（令和8）年2月2日（対面開催）及び3日（オンライン開催）にモニターの方をお招きし、「電子処方箋」と「厚生労働省ホームページ」の2つについて意見交換を行った。

第6節 政策評価などの取組み

1 政策評価の取組み

厚生労働省における2025（令和7）年度の政策評価については、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までを計画期間とする「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第5期）」に基づき実施した。

基本計画では、EBPM（証拠に基づく政策立案）の観点から、政策の特性に応じた合理的な手法を用いてできる限り定量的に行うことや、評価の客観的かつ厳格な実施を確保するための有識者会議の設置などを盛り込んでいる。

2025年度は、事前評価として①個別研究事業28件、②規制の新設・改廃に係る政策12件、③租税特別措置5件に関して事業評価方式によりそれぞれ実施し、事後評価として①厚生労働行政全般にわたる施策（14の基本目標及び71の施策目標からなる政策体系）のうち21件に関して実績評価方式等により、②重要施策2件に関して総合評価方式により、③規制の新設・改廃に係る政策9件、④租税特別措置2件、⑤個別研究課題256件に関して事業評価方式によりそれぞれ実施した。これらの評価結果については、作成後順次公表している^{*5}。

2 独立行政法人評価の取組み

厚生労働省では、総務大臣が定める「独立行政法人の評価に関する指針」を踏まえ、外部有識者の知見を活用するために「独立行政法人評価に関する有識者会議」、「社会保障審議会資金運用部会」及び「厚生労働省国立研究開発法人等審議会」を開催し、所管する中期目標管理法人及び国立研究開発法人等の業務実績の評価を実施している。

2025（令和7）年度は、共管法人2法人を除く17法人の2024（令和6）年度の業務実績の評価を行うとともに、年金積立金管理運用独立行政法人の中期目標期間及び国立国際医療研究センターの中長期目標期間の業務実績の評価を行った。

3 国民目線に立った制度・事業の改善

厚生労働省の制度や事業が本来の目的どおりに機能しているかどうか、国民の目線から調査・分析し、改善に結びつけることを目的としてアフターサービス推進室が2010（平成22）年9月に設置され、担当部署と連携・協働して調査を行ってきた。

こうした取組みを踏まえ、2020（令和2）年7月に厚生労働省改革実行チームの下に新たに設置された「国民目線に立った業務プロセス改善推進チーム」において、「ひとり親家庭への支援」に関して現状把握と課題の抽出を行い、改善策の提案を「国民目線に立った業務プロセス改善推進チームの活動報告」として取りまとめた。

引き続き、広聴機能の強化を進めつつ把握した国民ニーズ等を踏まえ、業務プロセス等の改善に省内横断的に取り組んでいくこととしている。

^{*5} 「政策評価に関する計画／結果」は、
厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/keikaku-kekka.html>